

横浜市立大学 学長裁量事業に関する取扱要綱

制 定 令和 6 年 12 月 15 日
最近改正 令和 7 年 4 月 1 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学における研究費の取扱に関する規程 第32条から第40条に定める「内部研究費」および公立大学法人横浜市立大学における研究費の取扱に関する要綱第2条第2項に定める「学長裁量事業」の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、前条の規程及び要綱で定めるもののほか、次項に定めるところによる。

2 「研究プロジェクト」とは、「戦略的研究推進事業」および「学術的研究推進事業」に採択された研究代表者が本事業において実施する研究のことを行う。

(選考方法)

第3条 「戦略的研究推進事業」および「学術的研究推進事業」の研究プロジェクトを遂行する研究者は学長指名または公募審査により選考する。

(称号の付与)

第4条 学長は、学長裁量事業における研究事業の推進や活性化、および研究者自身の動機付けを目的とし、研究プロジェクトを遂行する本学研究者に対して称号を付与することができる。

2 称号は、学長が指定する「戦略的研究推進事業」および「学術的研究推進事業」の研究プロジェクトを遂行する研究代表者に付与する。

(称号名)

第5条 称号名は以下のとおりとする。

事業名	称号名
戦略的研究推進事業	YCU Strategic Research Leader
学術的研究推進事業	YCU Frontier Research Fellow

(付与期間)

第6条 称号を付与する期間は、各事業の研究プロジェクトを遂行する研究実施期間とする。

(証書の交付)

第7条 称号は、別記様式による証書の交付によって付与する。

(称号付与の取消し)

第8条 付与した称号に対し、以下事項が発生した際は称号付与を取り消すことができる。

- (1) 称号を付与した研究者が、付与期間途中で本学を退職した場合
- (2) 称号を付与した研究者が、本学の名誉または信用を傷つけ損害等を与えた場合
- (3) 各事業の研究プロジェクト期間が短縮または中断となった場合

(事務)

第9条 本要綱に関わる事務手続きは、研究推進部等、関係事務所管において処理する。

(補則)

第10条 本要綱で定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は令和6年12月15日から施行する。令和6年度の称号付与については、研究プロジェクト開始日からとする。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。